

IVI プラットフォームに関する規則

IVI 規則 009

(目的)

第1条 本規則は、IVI プラットフォームが本会の会員である製造業において効果的に利用される環境を整えるために、IVI プラットフォーム、IVI コンポーネント、およびIVIシステムインテグレーションについて定める。

(定義)

第2条 IVI プラットフォームとは、IVI が提唱する「つながる工場」の実現のために、IVI またはIVI会員が提供するサービス体系であって、複数のコンポーネントを相互に連携させることで価値を提供するしくみをいう。IVI プラットフォームを提供する事業者を、IVIプラットフォーム企業と呼ぶ。

2 IVI コンポーネントとは、IVIプラットフォームを構成するソフトウェアとして、IVI会員が提供する製品あるいはサービスであって、「ゆるやかな標準」に準拠した辞書によって相互運用を可能とするシステムをいう。IVI コンポーネントを提供する事業者を、IVIコンポーネント企業と呼ぶ。

3 IVI システムインテグレーションとは、IVI プラットフォーム上で、IVI コンポーネントの相互運用を可能とし、それらをインテグレーションすることで、製造業のデータが生み出す価値を最大化するしくみを提供するサービスをいう。IVI システムインテグレーションを行う事業者を、IVIインテグレーション企業と呼ぶ。

(事業者の要件)

第3条 IVI プラットフォーム企業、IVI コンポーネント企業、およびIVIインテグレーション企業は、以下の各号の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) IVI の正会員、サポート会員または実装会員であること。
- (2) IVI プラットフォームに関する知識を有し、関連する業務を事業として管理し運営する能力を有すること。
- (3) IVI 会費とは別に、第6条で定める協賛費を支払うこと。
- (4) その他、本規則および関連する規則を遵守すること。

(事業者の規模)

第4条 IVI プラットフォーム企業および IVI コンポーネント企業は、その規模により、大規模事業者と、小規模事業者の2つがある。事業者の規模は、以下に示す条件による。

事業者の区分	条件
大規模事業者	資本金 10 億円以上、または従業員 1,000 人以上のいずれかを満たす企業および団体およびその子会社
小規模事業者	上記以外の企業および団体

(権利)

第5条 IVI プラットフォーム企業および IVI コンポーネント企業は、以下の権利を有する。

- (1) IVIメンバーサイトのアカウントとして、会員としての口数に対応したアカウント数に加えて、以下のメンバーサイトアカウントの表にある数のアカウントを企業の構成員に付与することができる。
- (2) 製造業オープン連携フレームワーク (CIOF) の事業者アカウントを、以下のCIOF事業者アカウントの表にある個数を最大として登録することができる。
- (3) IVI プラットフォーム企業は、製造業オープン連携フレームワーク (CIOF) の連携サーバアカウントを2個 (テスト用および本番用) を登録することができる。
- (4) IVI プラットフォーム企業は、製造業オープン連携フレームワーク (CIOF) におけるプラットフォーム事象者として、共通辞書の登録、編集ができる。また、IVI コンポーネント企業は、製造業オープン連携フレームワーク (CIOF) におけるコンポーネント事業者として、外部辞書の登録、編集ができる。

1 口あたり

メンバーサイトアカウント	大規模事業者	小規模事業者
IVIプラットフォーム企業	20 アカウント	10 アカウント
IVIコンポーネント企業	6 アカウント	3 アカウント

1 口あたり

CIOF事業者アカウント	大規模事業者	小規模事業者
IVIプラットフォーム企業	5 アカウント	3 アカウント
IVIコンポーネント企業	2 アカウント	1 アカウント

(グレード認証)

第6条 本会は、IVIプラットフォームおよびIVIコンポーネントに対して、提供するIVIプラットフォーム企業およびIVIコンポーネント企業からの申請と、委員会が定める審査を経て、以下のグレードを認証する。

2 グレード認証されたIVI プラットフォーム企業および IVI コンポーネント企業は、第9条が定める対象期間の間、IVI プラットフォームまたは IVI コンポーネントのロゴを、自社のウェブサイト、パンフレット、説明資料などにおいて表示することができる。

グレード	IVIコンポーネント	IVIプラットフォーム
グレード1	個別辞書が定義され、該当するデータとサービスのプロファイルが利用可能なもの	共通辞書が定義され、該当するデータとサービスのプロファイルが利用可能なもの
グレード2	指定された最低限の機能が実装され、接続試験によりその動作が確認されたもの	指定された最低限の機能が実装され、接続試験によりその動作が確認されたもの

グレード3	IVIコンポーネントとして要求されるすべての機能が実装され、認証試験に合格したもの	連携サーバとして要求される機能がすべて実装され、認証試験に合格したもの
-------	---	-------------------------------------

(審査費用)

第7条 グレード審査を受けようとする会員は、対象とするIVIプラットフォームまたはIVIコンポーネントの数に対応する口数に応じて、以下の審査費用を支払う。

- 2 審査期間は審査費用を支払った翌月から1年間とする。
- 3 審査期間中に、同一のIVIプラットフォームまたはIVIコンポーネントに対するアップグレードの審査を受ける場合は、その費用は免除される。
- 4 IVIプラットフォームの審査費用は、最大3個のIVIコンポーネントの審査費用を含む。
- 5 対象期間終了に伴う更新時の審査費用は、半額とする。
- 6 審査に合格しなかった場合であっても、審査費用は返金しない。

1口あたり(税別)

審査費用	大規模事業者	小規模事業者
IVIプラットフォーム	100万円	50万円
IVIコンポーネント	20万円	10万円

(協賛費)

第8条 IVIプラットフォーム企業、IVIコンポーネント企業、およびIVIインテグレーション企業である会員は、第4条で定める事業者の規模により、1口あたり以下に定める協賛費を各年度に支払う。

- 2 第7条の審査期間中は、協賛費の支払いは免除される。
- 3 実装会員は、1口分免除される。

1口あたり(税別)

協賛費	大規模事業者	小規模事業者
IVIプラットフォーム企業	100万円	50万円
IVIコンポーネント企業	20万円	10万円
IVIインテグレーション企業	20万円	10万円

(対象期間)

第9条 IVI プラットフォームおよび IVI コンポーネントのグレード認証の有効期間は、審査に合格した日の翌月から3年間とする。

2 以下のいずれかの号に該当する場合、IVI プラットフォームまたはIVI コンポーネントのグレード認証は取り消される。

- (1) IVI プラットフォーム企業または IVI コンポーネント企業が、第3条で定める事業者の要件を失ったとき
- (2) 対象とするIVI プラットフォームまたは IVI コンポーネントに重大な瑕疵があり、それが利用者に及ぼす影響が極めて大きいと委員会が判断した場合
- (3) IVI プラットフォーム企業または IVI コンポーネント企業から、取消の申請があったとき

(知的財産の扱い)

第10条 IVI プラットフォーム企業、IVI コンポーネント企業、またはIVIインテグレーション企業が、IVIプラットフォームまたはIVIコンポーネントに関してIVI に開示する情報およびデータは、別に文書による取り決めが無い限り、IVI はその事業目的を遂行するために必要な作業として複製、改変、再利用することができる。

2 IVI プラットフォーム企業、IVI コンポーネント企業、またはIVIインテグレーション企業が、自社が保有する製品やサービスをIVI プラットフォームまたはIVIコンポーネントとして提供するためにIVIから得た情報およびデータは、オリジナルの著作者を明記することで、商業目的で利用することができる。

(免責)

第11条 IVI プラットフォーム企業、IVI コンポーネント企業、またはIVIインテグレーション企業、およびその関係する企業が、IVI プラットフォーム、IVI コンポーネント、あるいはIVIシステムインテグレーションに関連して受けた損害について、本会は一切の責任を負わない。

(附則)

本規則は 2016 年 9 月 9 日より施行する

本改訂は 2017 年 10 月 19 日より施行する

本改訂は 2018 年 9 月 27 日より施行する

本改訂は 2020 年 7 月 1 日より施行する